

静岡市監査委員協議会 会議録

会 議 令和7年度 第3回 監査委員定例協議会

開催日時 令和7年7月7日（月） 午前9時10分～午前11時15分

出席者 監査委員 深澤 俊昭、白鳥三和子、堀 努、石井 孝治
事務局長 杉田 陽子
書記 柴 秀和
山田 和誠、山田 裕、上野 貴、蝦名 倫代
宇佐美亜希、袴田有美子、齋藤 升美
青野 洋平、神山 悟、谷 梓

会議内容

1 開会宣言 柴次長

2 例月現金出納検査等（5月分）

（1）説明者等

- ア 各種会計 青野係長（監査第3係）
- イ 病院事業会計 山田参事（監査第1係）
- ウ 簡易水道事業会計 宇佐美係長（監査第2係）
- エ 水道事業会計 宇佐美係長（監査第2係）
- オ 下水道事業会計 青野係長（監査第3係）
- カ 農業集落排水事業会計 山田参事（監査第1係）

（2）発言等

ア 各種会計

特になし

イ 病院事業会計

冒頭、病院経営企画課から、令和6年度決算整理に伴い、例月出納検査調書の試算表のうち、次の金額に修正が生じたことについての報告があった。

・4月分の例月現金出納検査調書

負債勘定 未払消費税及び地方消費税

資本勘定 当年度未処理欠損金

（白鳥委員）

今回、4月分の調書の数字が変わるということだが、そのような方法とすることとしたのはどうしてか。昨年度の例月現金出納検査では、検査済みの調書の内容を変更することはできないと整理した記憶があるが、その時との違いがあるのか。

(事務局)

昨年度は、簡易水道事業会計で前月に遡って調定を行った結果、未払金が増えてしまったという事例があったが、今回の修正内容は、昨年度のものとは異なると整理をしている。

昨年度は、期中の動きの中で遡った処理をしたものであったが、今回は、例月現金出納検査の着眼点や検査の実施内容を踏まえ、4月に実施した検査に影響がないかということを検討した。

まず一つ目の着眼点として、現金出納検査調書と会計諸帳簿の預金残高が、金融機関の残高証明書や預金証書、伝票と整合しているかといったところで考えると、今回の修正は、決算整理の中で出てきた期首の修正となることから、金融機関の預金の残高というところには影響がない。

もう一つの着眼点として、現金出納検査調書と会計伝票の係数が正確であるかといったところでは、決算整理を行うための振替は、基本的には決算審査の中で確認する内容だと考えており、例月現金出納検査の中で確認する会計伝票というのは、当月に処理したものであるとするのが合理的であると考えている。そうすると、4月に処理した4月の期中の会計伝票については正確に処理されていて、検査の結果に影響を及ぼさないと考えている。

もう一点、現金出納検査調書が修正されたという点について、地方公営企業法では、管理者は、毎事業年度終了後二月以内に当該地方公営企業の決算を調整し、証書類、当該年度の事業報告書及び政令で定めるその他の書類と併せて、当該地方公共団体の長に提出しなければならないと規定されている。そして、各公営企業会計の会計規則又は会計規程の中では、決算整理を行う事項が規定されている。そのように考えると、事業年度終了からその二月を経過していない4月末時点というのは、決算整理の過程であるため、決算整理を行う事項の内容に修正が入ることは、当然想定されていると考えられる。

そうすると、期首残高にも修正が生じるということは、法が許容しており、検査で重要になるのはやはりあくまでも期首から期中の処理であると考えている。そのように整理したことから、昨年度に期中で前月に行った処理を遡って修正するといったものとは違い、今回は、決算整理という中での法が想定している修正であると考えている。

(白鳥委員)

病院事業会計以外の公営企業会計の修正は、全て消費税に関するところか。

(事務局)

それぞれ修正の理由は異なっている。病院事業会計の修正の理由は消費税に関するものであった。

(白鳥委員)

年末調整の誤りについて、7月中に対象者に通知を発送するというものであったが、予定どおり発送できそうか。

(病院経営企画課長)

時間が掛かってしまっている。時効を迎えそうな~~4人分~~3人4件分については先行して通知しようとしているものの、先生方の送付先がなかなか見つからない状況となっている。

※ 監査委員に諮り公表済みの会議録における発言を訂正した（2線を引いた文字を削除し、下線を引いた文字を追加）。

(深澤代表)

患者数が入院・外来ともに昨年度と比較して伸びていないという状況であり、決算審査でも確認するところであるが、当月の数字は想定内のものであったのか。

(病院経営企画課長)

想定していた数字よりも低い。

昨年は、4月、5月辺りは稼働病床 319 床に対して 90%以上の稼働率であったが、今年度については、4月が 80%後半、5月が 85%ほど、6月については 80%ぎりぎりである。現在 291 床で稼働しているが、予想よりも患者数が少ない状況となっているが、脳神経外科での医局撤退などが影響している可能性があると考えている。

(石井委員)

清水さくら病院がオープンした影響について、例えば4月と5月において同じ診療科で、どのくらい減ったのかなど、分析はしているのか。

(病院経営企画課長)

少なからず影響はあると考えている。公的病院のそれぞれの診療科の患者数を見ることができるので、見てはいるものの、数字に出てくるほどの影響はない。清水さくら病院については、診療科を増やしていないため、今は、それほど大きな影響はないと考えている。

もっとも、救急については、清水さくら病院が県立総合病院との連携も含め、受入を頑張っていることから、そのようなところからの患者さんの獲得については、多少影響はあるのではないかと分析している。

ウ 簡易水道事業会計

冒頭、宇佐美係長から、前回定例協議会で質問があった4月分例月現金出納検査の資金予算表に記載されていない未収金について次のとおり報告があった。

- ・ 資金予算表に記載されていなかった未収金は、企業債元金の返済と企業債利息の支払のために一般会計から交付される他会計補助金であり、1年間に返済する元金と支払う利息の額は年度当初に確定していることから1年分の金額で4月に調定をしているが、一般会計からの支払いは9月と3月であることから、9月及び3月の予定として記載される。

エ 水道事業会計

冒頭、上下水道経理課から、令和6年度決算整理に伴い、例月出納検査調書の試算表のうち、次の金額に修正が生じたことについての報告があった。

- ・ 4月分の例月現金出納検査調書
負債勘定 建設改良分企業債（固定）
負債勘定 建設改良分企業債（流動）

(白鳥委員)

令和7年度に予定される企業債の元金償還金について、固定負債から流動負債への振替金額の誤りとのことだが、企業債の管理状況はどのようになっているのか。自動的に集計されるものではないのか。

(上下水道経理課長)

3月末に借入を行い、返済表が届き次第システムに入力するが、これまでは据置期間があり、入力がされていなくても影響がなかったため、今回も決算調製の迅速性を優先して

令和6年度借入分の入力が行われているかを確認せず帳票を作成してしまった。

システムに入力されていれば、集計は自動的にされる。

(深澤代表)

予算執行表(収入)の営業収益の収入済額前年度対比が、171.42%となっており、前年同月に比べて収入が多くなっているが、その理由は何か。

(事務局)

水道料金の月末の収入のタイミングによるもので、昨年度は6月に収入していたものを今年度は5月に収入したため、前年同月より多くなっている。

オ 下水道事業会計

冒頭、上下水道経理課から、令和6年度決算整理に伴い、例月出納検査調書の試算表のうち、次の金額に修正が生じたことについての報告があった。

・4月分の例月現金出納検査調書

資産勘定 過年度営業外未収金

負債勘定 長期前受金

長期前受金収益化累計額

資本勘定 利益剰余金

(深澤代表)

下水道事業収益の収入済額累計前年度対比が41.9%と低い理由は何か。

(上下水道経理課長)

雨水処理負担金について、昨年度は5月に収入していたが、今年度は9月に収入予定であるためである。

(堀委員)

令和6年度の決算整理の中で入力の誤りが発覚したとのことだが、以前にもこういうことがあったのか。

(上下水道経理課長)

例月現金出納検査調書の提出に当たり、伝票とデータを突合させ、二重計上がないかなどダブルチェックを行っており、通常の方法であれば誤りに気付くことができた。しかし、今年度の4月分については、5月31日までに決算書を調製しなければならない中で、業務が立て込み、チェックがおろそかになってしまった。

(堀委員)

来年度は、どのように再発防止策を講じるのか。

(上下水道経理課長)

早めにチェックできる体制を整備し、同様な誤りが生じないようにする。

(深澤代表)

預金残高内訳表を見ると、金利が上昇しているが、資金運用の考えや計画はあるのか。

(上下水道経理課長)

上下水道局独自の管理方針があるが、現在、一般会計や基金、企業会計共通の管理方針を策定する作業を財政課中心に進めている。

カ 農業集落排水事業会計

冒頭、農地整備課長から、令和6年度決算整理に伴い、例月出納検査調書の試算表のう

ち、次の金額に修正が生じたことについての報告があった。

・ 4 月分の例月現金出納検査調書

負債勘定 未払金

長期前受金

資本勘定 利益剰余金

また、5 月分例月現金出納検査結果の説明後、山田参事から次の報告があった。

・ 4 月分例月現金出納検査の際に一時借入金の残高証明書の提出がなかったことから、残高証明書で一時借入金がないことを確認することを条件として、検査結果を市長等へ報告する旨の決裁を取っていたところ、同日付けで、4 月末現在の一時借入金がないことを残高証明書で確認できたため、市長等に報告した。

(堀委員)

4 月末の試算表について、負債勘定と資本勘定が変更となった詳細な理由は何か。

(農地整備課長)

決算書整理事務において、担当者の企業会計の理解が不十分であったこと及び担当係内でのダブルチェック体制が機能せず失念していたこと、また、事務処理に慣れていなかったことが要因である。

(堀委員)

先ほどの下水道事業では、ダブルチェックはしていたが繁忙が原因だったとの説明を受けた。決算整理事務の事務処理期間が短いことが要因なのか、それとも職員の知識の問題なのか、あるいは組織体制が不十分なのか。どうしたら再発防止ができるのか。

(農地整備課長)

提出期限は決められているので、それに間に合うように事務処理を行い、進捗についても確認をしていけば、期間の問題はクリアできると認識している。

今回初めての決算事務であったため、そのことを重々承知の中で臨んだが、細かなところの知識、認識が不足していた。今回のことを踏まえ、分かりやすいマニュアルを整備することを考えている。

また、ダブルチェックの体制についても、現在複数人でしているが、さらにチェック体制が機能するように、来年度に向けて洗い出しをして対策を進めていきたいと考えている。

3 協議会議事

(1) 協議事項

冒頭、第 1 回定例協議会の議案番号協第 1 号から第 2 回定例協議会の議案番号協第 5 号までを協第 2 号から協第 6 号までに繰り下げる旨の説明があった。

ア 協第 7 号 令和 7 年度出資団体監査実施計画の策定について

(ア) 説明者

青野係長

(イ) 要旨

議案集により説明

(ウ) 発言等

特になし

(エ) 結果

深澤代表監査委員から承認の可否について諮ったところ、全員一致で承認された。

イ 協第8号 令和7年度財政援助団体監査実施計画の策定について

(ア) 説明者

山田参事

(イ) 要旨

議案集により説明

(ウ) 発言等

特になし

(エ) 結果

深澤代表監査委員から承認の可否について諮ったところ、全員一致で承認された。

ウ 協第9号 令和7年度指定管理者監査実施計画の策定について

(ア) 説明者

宇佐美係長

(イ) 要旨

議案集により説明

(ウ) 発言等

(白鳥委員)

監査対象を2施設までに絞り込んだ過程が分かる一覧表を事務局において作成しているか。

(事務局)

作成している。

(エ) 結果

深澤代表監査委員から承認の可否について諮ったところ、全員一致で承認された。

エ 協第10号 令和7年度学校監査実施計画の策定について

(ア) 説明者

山田参事

(イ) 要旨

議案集により説明

(ウ) 発言等

(石井委員)

監査の対象校は小学校と中学校とのことだが、市立の高等学校は対象とならないのか。

(事務局)

静岡市立高等学校と清水桜が丘高等学校は、各課を対象とする定期監査の中で対応している。なお、両校は昨年度の定期監査の対象となったが、生徒の安全に関することなど、学校監査の着眼点を踏まえながら実施した。

(深澤代表)

確認だが、過去の実績を見て、また、小中一貫教育グループにも配慮して学校の選定をしているとのことだが、今回は東中学校と竜南小学校を選定している。東中学校と小中一貫教育グループである横内小学校と千代田小学校ではなく、東中学校の連携校である竜南小学校を選定した理由を、もう一度説明していただきたい。

(事務局)

東中学校の小中一貫教育グループには、横内小学校と千代田小学校がある。横内小学校と千代田小学校の過去の実績を見ると、平成28年に横内小学校が現地調査を、同じく平成28年に千代田小学校が本監査を受監している。

小中一貫グループに配慮しながら選定しているが、前提として、前回監査を実施してからの経過年数を優先して選定している。竜南小学校が前回現地調査又は本監査を受監したのが平成22年となっていることから、東中学校の小中一貫教育グループではないものの、連携校という点に着目して、竜南小学校を選定した。

(深澤代表)

連携校を選定するのは初めてのことか。

(事務局)

そのとおりである。

(深澤代表)

連携の在り方について、今回の監査の中で確認することができるということか。

(事務局)

そのとおりである。

(エ) 結果

深澤代表監査委員から承認の可否について諮ったところ、全員一致で承認された。

(2) 報告事項

ア 報第4号 内部統制の不備に関する報告（令和7年3月分、4月分及び5月分）について

(ア) 説明者

宇佐美係長

(イ) 要旨

報告事項により説明

(ウ) 発言等

特になし

イ 報第5号 令和7年度包括外部監査の実施について

(ア) 説明者

山田参事

(イ) 要旨

報告事項により説明

(ウ) 発言等

特になし

(3) その他連絡事項

ア 令和7年度第2回定例協議会議事録の公表について・・・・・・・・山田参事が説明

オ 7月・8月の日程について・・・・・・・・柴次長が説明

4 閉会宣言 柴次長